

# 選挙事務所の建築に係る 建築基準法上の手続きについて

令和5年4月 徳島県県土整備部住宅課建築指導室

# 申請が必要となる建築物

新たに事務所を建築する場合		確認申請の要否
工事を施工するために現場に設ける事務所		否 (法第85条第2項)
都市計画区域内		要
都市計画区域外		
1	木造の建築物で 3階以上又は床面積500㎡を超えるもの	要
	木造の建築物で 2階以上又は床面積200㎡を超えるもの	令和7年度から 要
2	鉄骨造等の建築物で 2階以上又は床面積200㎡を超えるもの	要
3	土砂災害特別警戒区域内で居室を有するもの	要
4	昭和34.11.17徳島県告示第546号指定区域	要
5	1～4以外の建築物	否

# 設計者について

延べ面積 S (㎡)		木造			木造以外		全ての構造
		高さ ≤ 13m かつ 軒高 ≤ 9m			高さ ≤ 13m かつ 軒高 ≤ 9m		高さ > 13m 又は 軒高 > 9m
		階数 1	階数 2	階数 3 以上	階数 2 以下	階数 3 以上	
S ≤ 30		A			A		
30 < S ≤ 100		A			A		
100 < S ≤ 300		B		C			
300 < S ≤ 500		C			D		
500 < S ≤ 1000	一般	C			D		
	特定*	D					
1000 < S	一般	C		D			
	特定*	D					

A : 誰でもできる    B : 一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければできない  
 C : 一級建築士又は二級建築士でなければできない    D : 一級建築士のみ

## 申請に必要な書類

- 申請書（県HPよりダウンロード）
- 設計図面  
（付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、立面図、断面図 等）
- 仮設工事から撤去までの工程表

## 申請手数料

### ○確認申請及び完了検査手数料

延べ床面積	確認申請手数料	完了検査手数料
30㎡以下	5,000円	10,000円
30㎡を超え100㎡以下	9,000円	12,000円
100㎡を超え200㎡以下	14,000円	16,000円

○仮設建築物許可申請 120,000円

# 申請の流れ

## ○仮設建築物許可（建築基準法規定の緩和を適用する場合）

消防署の同意⇒許可申請⇒審査⇒許可通知（建築確認申請へ）



## ○確認申請

消防署の同意⇒確認申請⇒審査⇒確認済証交付⇒工事着手



## ○完了検査

完了検査申請⇒現地検査⇒完了検査済証交付⇒使用開始



## ○除却

建築物除却届（10m<sup>2</sup>以上）、建設リサイクル法解体届（80m<sup>2</sup>以上）

# 仮設建築物許可による規定の緩和

## ○建築基準法

第12条第1項から第4項まで、第21条～第27条、第31条、  
第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条、第3章

・・・防火規定の一部、接道規定、斜線制限などが適用されない

## ○建築物省エネ法・・・省エネ適合義務の対象外となる

## ○緩和を適用する場合は、確認申請の前に建築許可が必要

# 申請窓口

窓口	電話番号	建築場所
東部県土整備局 (徳島庁舎)	088-653-8818	小松島市、北島町、藍住町、勝浦町、上勝町、 佐那河内村、神山町、鳴門市、松茂町、板野町
東部県土整備局 (吉野川庁舎)	0883-26-3714	吉野川市、阿波市、石井町、上板町
南部総合県民局 (阿南庁舎)	0884-24-4214	阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
西部総合県民局 (美馬庁舎)	0883-53-2214	美馬市、つるぎ町
西部総合県民局 (三好庁舎)	0883-76-0609	三好市、東みよし町
徳島市建築指導課	088-621-5272	徳島市